

中 央 防 災 会 議 第 46 回 議 事 録

内閣府政策統括官（防災担当）

中 央 防 災 会 議

議事次第

日 時：令和 8 年 7 月 1 4 日（火）8:35～8:50

場 所：官邸 2 階大ホール

1．開 会

2．議 題

- （1）防災基本計画の修正について【決定事項】
- （2）令和 7 年度総合防災訓練大綱について【決定事項】
- （3）火山調査研究の推進について【意見聴取事項】
- （4）その他報告事項
 - ・首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更について
 - ・会長専決事項の処理について

3．会長発言（内閣総理大臣）

4．閉 会

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

防災担当大臣のあかま二郎です。ただいまから、中央防災会議を開会いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

時間も限られておりますので、各委員の御紹介は、配付の名簿のとおりとさせていただきます。また、昨年7月以降、委員に就任した日本放送協会の井上委員、日本消防協会の安満委員より、それぞれ御挨拶をいただきたいと思います。

○井上委員（日本放送協会会長）

日本放送協会の井上です。よろしくお願いいたします。

○安満委員（日本消防協会評議員）

日本消防協会の安満です。よろしくお願いいたします。

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。4つの議題について、一括して説明をした後、意見交換を行い、お諮りしたいと思います。議題について、津島内閣府副大臣から御説明いたします。

○津島内閣府副大臣（防災担当）

内閣府副大臣の津島でございます。

お手元の資料に沿って御説明申し上げます。本日は、防災基本計画の修正、令和8年度総合防災訓練大綱がこの会議での決定事項となっております。

まず、議題1の「防災基本計画の修正」について、御説明いたします。

資料1の左側をご覧ください。最近の関連法令の改正を踏まえた修正として、気象業務法、水防法の改正を受けた所要の修正を行っております。また、これに関連して、今年5月の新たな防災気象情報の運用開始を踏まえ、警報・注意報の情報名に「レベル」を付記して発表すること等を、計画に盛り込んでおります。

右側をご覧ください。令和7年度に発生した災害を踏まえた修正として、昨年7月に発生した、カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波の教訓を踏まえ、指定緊急避難場所における避難環境を確保するため、熱中症対策のための備蓄を行うこと等を新たに盛り込むほか、最近の施策の進展等を踏まえた修正を行っております。

次に、議題2の「令和8年度総合防災訓練大綱」について御説明いたします。資料2をご覧ください。総合防災訓練大綱は、訓練を企画・実施する際の基本方針、国の重要事項、地方公共団体の訓練への留意事項を示すものです。今年度は、指定緊急避難所で

の熱中症対策等に留意した訓練の実施や、9月1日の「防災の日」総合防災訓練の実施等について定めております。

続いて、意見聴取事項について、松本文部科学大臣から御説明をお願いいたします。

○松本文部科学大臣

火山調査研究推進本部の本部長を務めております松本です。一昨年(2019)の4月に、活火山法に基づき、火山に関する調査研究を一元的に推進するための機関として、「火山調査研究推進本部」が文部科学省に設置されました。本日は、火山本部が初めて立案しました、基本計画である「火山調査研究の推進について」を同法に基づき本会議にお諮り申し上げます。

資料3をご覧ください。活動火山対策の強化、特に火山噴火による被害を軽減するためには、火山に関する観測、予測、対策の一体的な調査研究の推進により、火山活動の状態や、降灰や噴石等の火山ハザードの適切な把握、そして、噴火の時期、場所、規模、推移の予測及びこれらに基づく火山ハザードの予測を行えるようにすることが必要です。さらに、適切な情報発信、火山研究・実務人材の育成と継続的な確保も重要です。

本計画では、当面10年間に推進する火山調査観測に関する事項や、推進すべき火山に関する調査研究などを定めております。火山本部としては、本計画に基づき、関係機関が一丸となって活火山対策の強化に資する調査研究を推進してまいります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○津島内閣府副大臣（防災担当）

最後に、報告事項でございます。

まず、首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更について報告いたします。資料4-1をご覧ください。本計画は、「首都直下地震対策特別措置法」に基づき策定する計画で、昨年12月に中央防災会議「防災対策実行会議」首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて取りまとめられた、新たな被害想定等の報告書を踏まえ、政府において計画を変更することとし、6月12日に閣議決定したものです。新たな基本計画では、減災目標として、想定される死者数及び全壊焼失棟数を今後10年で半減以上させることとし、この目標達成に向け、数値目標を大幅に増やすとともに、フォローアップを毎年実施し、各施策の進捗管理を適切に行うこととしております。

最後に、会長専決事項の処理について、御報告します。資料4-2のとおり、前回の中央防災会議以降、本日までの間に、51件を会長専決いたしております。

私からは以上となります。

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

ありがとうございました。それでは、審議に移ります。議題につきまして、御発言を

よろしくお願いいたします。

まずは、林総務大臣からお願いいたします。

○林総務大臣

総務省消防庁では、新たな防災気象情報の運用開始を踏まえ、内閣府など関係省庁と連携し、市町村長を対象としたトップセミナー等の研修の機会を通じて、市町村が適時的確に避難指示等を発令できるよう、取り組んでまいります。

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

次に、金子国土交通大臣お願いいたします。

○金子国土交通大臣

国土交通省では、新たな防災気象情報を災害発生の危険度の高まりに応じて確実に運用するとともに、あわせて、本情報をもとに国民の皆様が自らの命を守る行動を取ることができるよう、平時から避難行動の確認を行うマイ・タイムラインなどの取組も進めます。

災害が激甚化・頻発化する中、当省の現場力・総合力を最大限発揮して、事前防災をはじめとする防災・減災対策を強力に推進し、国民の生命、財産、暮らしを全力で守ってまいります。

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

次に、赤澤経済産業大臣お願いいたします。

○赤澤経済産業大臣

新たに設置される防災庁が、徹底した事前防災と、発災時の対応から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔としての役割を果たす上で、設置法に基づく勧告権を有効活用していくことが極めて重要であると考えております。そのためにも中央防災会議において防災の重要政策について議論の上、結論を得て、その結論が関係省庁において着実に実施されているかを見極めながら、必要なら勧告権を躊躇なく行使していくことが必要であると考えます。経済産業省としても全力で支えてまいりたいと思います。

特に、今回の中東情勢を踏まえ、エネルギーの安定供給が国家の生命線であることが再認識されたところ、災害時におけるエネルギーや物資の安定供給体制を強化してまいります。

また、ビッグデータ×A I の時代において、災害大国である我が国には他国よりはるかに多い災害に関する貴重なデータが存在することを生かし、世界に先駆けてフィジ

カル A I をいち早く実装していくことにより、災害対応力を抜本的に強化してまいりたいと考えております。

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

次に、大原委員お願いいたします。

○大原委員

東京大学総合防災情報研究センターの大原美保と申します。昨年 12 月に首都直下地震被害想定報告書が公表されまして、私もワーキングメンバーとして 2 年間の検討に参加させていただきました。報告書は単なる報告書という名称ではなく、「首都中枢機能を維持し、膨大な人的・物的被害を減らすために、私たちみんなが「自分ごと」として捉え、共に立ち向かっていく」という副題がつけられています。首都圏で想定される膨大な被害に対しては、行政による対策には限界があり、様々な主体との連携が不可欠です。副題に書かれました理念を鑑みていただき、様々な主体による「自分ごと」としての取組を、新たな防災庁の下、是非推進していただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

次に、阪本委員お願いいたします。

○阪本委員

兵庫県立大学の阪本です。大規模火山噴火、首都直下地震、南海トラフ地震などの危機が迫る中、防災庁設置が決まったことは、日本の防災政策にとって大変大きな前進だと考えています。一方、能登半島地震は、助かった命を繋ぐことの難しさを示しました。災害関連死を減らすには、被災者支援体制の充実、社会機能維持が不可欠です。防災庁においては、フェーズフリーという考え方を軸に、平時からの防災意識の醸成、官民連携による被災者支援体制の拡充を期待しています。また、それを担う人材育成が重要だと考えています。私たち研究者も、これまでの知見を生かし、皆様と共に新しい防災に取り組んでまいりたいと思います。

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

御意見ありがとうございました。そのほか、ございますでしょうか。それでは、決定事項である議題 1 及び議題 2 並びに意見聴取事項である議題 3 について、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

ありがとうございます。

御異議なしということで、原案のとおり、進めることといたします。それでは、最後に、報道の方に入室いただいた後、総理より御発言をお願いしたいと思います。

（報道関係者入室）

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

それでは、高市総理、よろしくお願いいたします。

○高市内閣総理大臣

本日は、御多用の中、中央防災会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

日本は世界有数の災害大国でございます。災害から国民の皆様の命と暮らしを守るためには、産官学民あらゆる力を結集して、「防災立国」の実現に全力で取り組まなければなりません。

昨日、「防災庁設置関連法」が成立しました。御尽力いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。この法律に基づき、平時から発災時、復旧復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁を年内に設置します。そして、政府の防災体制を抜本的に強化してまいります。

あかま担当大臣をはじめとする各大臣におかれては、本日の決定事項を着実に推進していただくとともに、各種災害対策の不断の見直しを徹底し、災害対応力の更なる強化に全力で取り組んでいただきますようお願いをいたします。

そしてこの「中央防災会議」は、防災に関する重要事項について御審議をいただくという重要な役割を担っております。指定公共機関及び学識経験者の委員の皆様におかれましても、災害対応力の更なる強化に向けて、それぞれの専門的な御立場からの一層の御協力をよろしくお願い申し上げます。今朝は誠にありがとうございました。

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

それでは、報道の方は御退室ください。

（報道関係者退室）

○あかま内閣府特命担当大臣（防災）

それでは、これもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。